



2026年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本フィナンシャルホールディングス  
代表者名 取締役社長 村上 英之  
(コード番号：7189 東証プライム市場、福証)  
問合せ先 経営企画部長 出島 大  
(TEL 092-461-1867)

### 株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催の第6期定時株主総会にて導入した株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。)に関して、当社の子会社である株式会社西日本シティ銀行(以下「西日本シティ銀行」といいます。)の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)および執行役員(以下、西日本シティ銀行の取締役とあわせて「西日本シティ銀行取締役等」といいます。)を本制度の対象に追加することおよびそれに伴う本制度の一部改定(以下「本改定」といいます。)につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本改定は、本年6月開催予定の西日本シティ銀行の株主総会およびその後の取締役会において、本制度の導入についての議案が原案どおり承認可決されることを条件に、その効力を生じることといたします。

本制度の概要につきましては、2022年3月25日「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(以下「当初開示」といいます。)にて開示していますが、下記2. のとおり一部改定いたします。

### 記

#### 1. 本改定の背景および目的

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的として、本制度を導入しています。

今般、西日本シティ銀行取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、西日本F Hグループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的として、西日本シティ銀行取締役等を本制度の対象とすることといたしました。なお、西日本シティ銀行取締役等への当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下当社株式とあわせて「当社株式等」といいます。)の給付には、当面、本信託が既に取得済みの株式を充当する予定です。

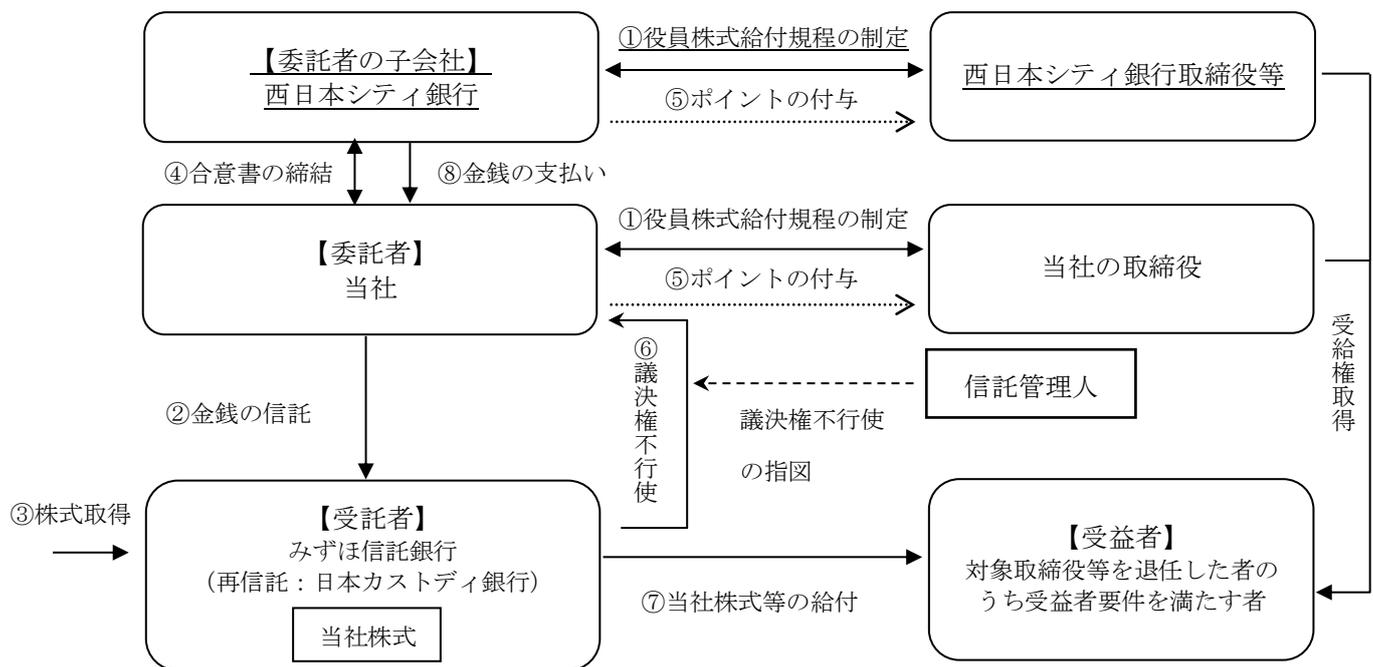
## 2. 本制度の概要

上記1. に伴い、従前の本制度の内容を一部改定します（主な改定箇所は下線のとおりです。従前の本制度の内容につきましては当初開示をご参照ください。）。

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、下記(2)に定める本制度の対象者（以下「対象取締役等」といいます。）に対して、当社および西日本シティ銀行が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当該対象取締役等の退任時となります。

#### <本制度の仕組み>



- ① 当社および西日本シティ銀行は、各社の株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、各社の株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社と西日本シティ銀行は株式給付制度実施に関する合意書を締結します。
- ⑤ 当社および西日本シティ銀行は、役員株式給付規程に基づき対象取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、対象取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。
- ⑧ 西日本シティ銀行は、当社に対して、④の合意書に基づき、⑦で西日本シティ銀行取締役等へ給付された当社株式等に相当する金銭を精算します。（その際、当社株式等に相当する金銭とは、給付時の時価ではなく、会計上の処理額とします。）

## (2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）ならびに株式会社西日本シティ銀行の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および執行役員

## (3) 信託期間

2022年9月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本信託は、本制度が継続する限り継続します。ただし、本信託は、下記（10）のとおり、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合は終了します。）

## (4) 信託金額

当社は、2023年3月末日で終了した事業年度から2025年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当社の取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託の設定時（2022年9月）に当初対象期間に対応する必要資金として、90百万円を上限とした金銭を本信託に拠出しています。

当社は、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間毎に、金銭を本信託に追加拠出することとします。本改定後の追加拠出の上限は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度においては、530百万円（うち当社の取締役分として90百万円、うち西日本シティ銀行の取締役分および執行役員分については、2027年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度分として、西日本シティ銀行の取締役分が280百万円、西日本シティ銀行の執行役員分が160百万円）とし、当該対象期間の経過後に開始する各対象期間については、750百万円（うち当社の取締役分として90百万円、うち西日本シティ銀行の取締役分として420百万円、うち西日本シティ銀行の執行役員分として240百万円）とします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役等に付与されたポイント数に相当する数の当社株式で、対象取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度においては、530百万円（うち当社の取締役分として90百万円、うち西日本シティ銀行の取締役分および執行役員分については、2027年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度分として、西日本シティ銀行の取締役分が280百万円、西日本シティ銀行の執行役員分が160百万円）、当該対象期間の経過後に開始する各対象期間においては、750百万円（うち当社の取締役分として90百万円、うち西日本シティ銀行の取締役分として420百万円、うち西日本シティ銀行の執行役員分として240百万円）を上限とします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

## (5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された金銭を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により、これを実施します。

なお、対象取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度あたり合計で136,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、当該1事業年度あたりのポイント数の上限に対象期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数である408,000株(ただし、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度については、西日本シティ銀行の取締役分および執行役員分が2027年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度分であるため、314,000株)となります。当該ポイント数の合計の上限および取得株式数の上限は、上記(4)の信託への拠出額の上限を踏まえて設定しています。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示します。

## (6) 対象取締役等に給付される当社株式等の数の上限

対象取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役職に応じてポイントが付与されます。ただし、対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、136,000ポイント(うち当社の取締役分として42,000ポイント、うち西日本シティ銀行の取締役分として60,000ポイント、うち西日本シティ銀行の執行役員分として34,000ポイント)を上限とします。これは、現在の当社の株価水準、対象取締役等の報酬の水準、ならびに員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しています。

対象取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)。

なお、対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント数の上限に相当する株式数(136,000株)の発行済株式総数(2025年12月31日現在)から自己株式を控除した数に対する割合は約0.10%です。

下記(7)の当社株式等の給付にあたり基準となる対象取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役等に付与されたポイント数とします(以下「確定ポイント数」といいます。)

## (7) 当社株式等の給付

対象取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に相当する数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、当該確定ポイント数のうち30%相当分について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株あたりの帳簿価格を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整がなされます。)を基礎とします。

なお、当社においては、2022年6月29日開催の第6期定時株主総会においてご承認をいただきましたとおり、本制度に基づき当社の取締役が受ける報酬等の額と月次で支給する「確定金額報酬(金銭報酬)」の総額は、年額300百万円以内に収めるものとします。

## (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、当社経営への中立性を確保するため、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

## (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されます。

## (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、当社の取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

## (11) その他の本制度の内容

その他の本制度の内容は、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拋出の都度、当社の取締役会において決定します。

＜本信託の概要＞

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 対象取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2022年9月8日
- ⑧金銭を信託した日 : 2022年9月8日
- ⑨信託の期間 : 2022年9月8日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上

《本件に関するご照会先》  
経営企画部 高田、草田 TEL 092-461-1773